

第1章 果樹産地における後継者・担い手育成の取組調査の結果一覧表

- 令和5年6月～12月までの間のオンライン・ヒアリングや現地での聞き取り調査のほか、昨年度以降の調査の記録等を基に、産地における後継者・担い手育成の取組みを取りまとめ。
- 取りまとめに当たって、その特徴に基づいて類型化しており、その考え方は次のとおり。

A類型：組織によるトレーニングファーム運営型（組織が遊休園地等を活用してトレーニングファームを設置して新規就農研修を実施。トレーニングファームが生産中止生産者等の園地を借入れ、維持管理機能を担う。組織によって、研修修了後に一部の研修園地の利用権を切り替えて独立就農を支援。）

B類型：生産者園地での研修型（産地、自治体等が新規就農者育成の仕組みを構築し、生産者の園地における指導により研修を実施。県の農業者大学校等と連携して座学や資格取得の研修も組み込む。研修指導する生産者が中心となって新規就農者への園地等の継承や地域への溶け込みを支援。）

C類型：園地の集約・整備主導型（遊休園地の集約・整備、干拓地・水田での果樹園造成等を行い、入植者、新規就農者、他作物栽培生産者等を募って造成園地での果樹経営を振興。新たな果樹産地の形成につながる例もあり。）

D類型：移住促進・災害復興と果樹振興の政策組合せ型（自治体とJA等が連携して、移住促進策や災害復興の実施に際して果樹振興策を組み合わせることで推進し、果樹振興を当該地域の維持・発展の核として実施。新規就農者の育成と連動させるため、JA、市町村、県普及組織が一体となって対象となる地域に集中的に担い手対策を実施。）

番号	地域・産地・協議会等：対象果樹	類型	取組みの特徴と効果	備考(関係資料等)
001 ・ 002	広島果実連 広島県果樹 農業振興対 策センター (宮盛農園、 鷺浦農園)： かんきつ、レ モン	A (C)	(取組みの特徴) 広島果実連がトレーニングファームを設置し新規就農研修を実施。地元JAが空き園地を斡旋し研修修了後の就農時に継承。 遊休園地に新たにレモン園を整備・新植し、新規就農者等に継承を検討。 (効果) かんきつ類園研修：12名研修し全員就農(令和3年まで) レモン園を順次整備・新植し、令和5年に約3haまで拡大。 新規参入者は 成園で経営できるため、参入リスクが軽減 。農場が集約されており、 農業機械等を共有することで初期投資も軽減 。	調書 P1 スライド 01・左 R4 果樹農業研究会 調査報告書 R5.2.3 農 林水産省 全国果樹 担い手シ ンポジウム
	広島果実連 広島県果樹 農業振興対 策センター・ 沼隈町果樹 園芸組合：ぶ	A	(取組みの特徴) 果実連がトレーニングファームを設置し新規就農研修を実施。生産組合が基盤整備した大規模ブドウ園の離農者園地を新規就農者に斡旋し継承。 (効果) ぶどう研修：15名の研修を実施。研修修了者は1	調書 P1 スライド 01・右 R4 果樹農業研究会 調査報告

	どう		<u>名を除き全員就農(令和3年度まで)</u> 研修期間中に団地内の <u>継承予定園地の管理作業</u> にも携わることができ、 <u>共同作業による機械等の初期投資も軽減し、継承後すぐに収益を確保。</u>	書 R5.2.3 農林水産省 全国果樹担い手シンポジウム
003	JA 山口県周防大島統括本部:温州みかん	D (A)	(取組みの特徴) JAと町役場が連携して、島への移住者に対してみかん栽培の初心者向け研修会を実施し、定年就農や兼業によるみかん栽培を奨励。みかん専作希望者には、JA出資法人のトレーニングファームで研修し園地を斡旋。 (効果) <u>かんきつ新規就農者37名(H24~R3)、うち28名が非農家新規参入。</u> 法人の研修8名、うち独立就農4名、法人雇用1名、就農準備1名、研修中2名	調書 P9 スライド 02・左 R4果樹農業研究会 調査報告
004	三重南紀元気なみかんの里プロジェクト協議会:温州みかん、かんきつ類	B (A)	(取組みの特徴) 協議会が新規就農者向け体験研修と長期研修を用意。就農サポートリーダー(農家とJA 出資農業法人)の下で1年間の新規就農研修を実施。就農時に園地継承を支援。JA 出資法人では研修修了時に就農者に園地の利用権を切り替え。 御浜町では新たなプロモーションサイトで新規就農を募集 (効果) <u>18名が新規就農(H20~R5)。</u> <u>御浜町の新たな取組みにより、研修者が増加し、今年からJA出資法人に4名、個人農家に3名の研修者を受け入れ。</u>	調書 P15 スライド 02・右
005	長野県松川町:りんご、なし、もも等	B	(取組みの特徴) 町が果樹での新規就農研修の地域おこし協力隊員を募集し、3年間の研修を実施。地域の生産法人・農業者が研修の場を提供。町の機関・組織が園地・農機具・住宅を斡旋。 (効果) <u>1期生2名が研修修了(R4.12)し就農済み。2期生1名が自園地での実践研修中。4名(3・4期生)が法人・生産者の園地で基礎・技術研修中。</u>	調書 P23 スライド 03・左
006	JAフルーツ山梨-(株)あぐりフルーツ:もも、ぶどう	A	(取組みの特徴) JA子会社が2haのトレーニングファームを設置し、甲州市の果樹での新規就農研修の地域おこし協力隊員を受け入れて研修。3年間の研修修了後にトレーニングファームの一部園地の利用権を切り替えて独立就農を支援。	調書P30 スライド 03・右 R4 果樹農業研究会

			(効果) 1期生2名が研修中(R4.10～) 。今年度研修生3名を受入れ。 JA子会社への園地の集積・集約が促進。	調査報告
007	JA上伊那(インターン制度 H8～、新規就農里親制度 H15～):りんご等	B	(取組みの特徴) 平成8年からJAの事業としてインターン研修制度を実施。研修生はJA指導の下、先進農家で1～3年間の研修を実施。研修期間中の210万円を支給。新規就農里親制度では農業次世代人材投資資金(準備型)を支給。 (効果) 農業インターン修了者99名、うち修了後定着者が84名、このうち果樹の就農者は26名(R4.7時点)。 県の里親制度による就農者も含めると、20年間で約40名のIターン・Uターン者が上伊那地域で果樹に就農。	調書 P34 スライド 04・左 R4 果樹農業研究会 調査報告 R5.2.3 農林水産省 全国果樹担い手シンポジウム
008	JA香川県:かんきつ、キウイフルーツ、ぶどう等	B	(取組みの特徴) 平成12年からJAの特別臨時職員として採用し、農業インターン生として先進農家、県の農業大学校・農業試験場等で研修。給与として年間168万円を支給。研修終了後の園地は、農業委員会、市町役場等からの紹介のほか、受入農家の園地継承や親の園地継承(Uターン就農)の場合も。 (効果) インターン生200名(うち果樹24名)で、果樹で研修修了し就農した者23名(H12～R4)	調書 P38 スライド 04・右
009	JA紀の里あら川の桃部会:もも	B	(取組みの特徴) 平成27年に部会が中心となって生産者から研修サポーターを選任し、サポーターの園地で新規就農希望者に研修。部会員に営農継続意向アンケートを行い、新規就農者受入れの意識醸成を図りつつ継承可能な園地を把握。行政やJAと連携して新規就農者が継承する園地を確保。 (効果) 6名が研修修了し、うち5名就農済み。2名研修中。	調書 P41 スライド 05・左
010	熊本 芦北地方農業振興協議会:かんきつ	A	(取組みの特徴) 協議会内にプロジェクトチームを設置。平成30年から、就農フェア等への出展、産地見学会、短期研修を実施し、地域外からの新規就農希望者を誘致。離農予定者の園地をJAがリリーフ園として一時的に管理。新規就農希望者の研修園として活用し、就農時にはその園地を継承。	調書 P45 スライド 05・右

			(効果) <u>産地見学会参加者14名で、令和2年から就農準備研修者7名受入れ、うち7名就農 (100%)。園地5.2haを経営継承。</u>	
011	(有)信州うえだファーム:りんご、ぶどう等	A	(取組みの特徴) JA子会社が新規就農研修と樹園地継承をセットで実施。遊休園地・耕作放棄地等を整備し研修園として活用。研修修了後に園地利用権の切り替えにより継承。 研修者の社員雇用(農の雇用事業)の他、地域おこし協力隊員や県の里親研修の研修員も受入れ。 (効果) <u>研修生40名を受け入れ、独立就農が33名(うち、ワイン用ブドウ;受入れ16名、独立就農15名)、現在研修中が7名。</u> <u>樹園地継承実績は借受け55.88ha、うち継承36.81ha(改植済み継承5.56ha)</u>	調書 P50 スライド 06・左
012	和歌山 農業生産法人柑香園(観音山フルーツガーデン):かんきつ、いちじく、うめ、すもも等	A	(取組みの特徴) 法人が周辺の離農農家から園地を借り受け、研修修了後に園地の利用権を切り替えて独立就農を支援。収穫果実を食味評価に基づき買い取り販路確保を支援。法人でのアルバイトによる収入補填、法人農機の利用により支援。 (効果) <u>過去7年間(R4.10 時点)に15名以上が紀の川市で独立就農し定着。</u> <u>法人の受委託園地約4haで作業、法人の園地の利用権切り替えによる経営面積は7ha以上。</u>	調書 P57 スライド 06・右
013	JA えひめ中央:かんきつ	A	(取組みの特徴) 平成25年にJAが耕作放棄化の進む園地を借り受け改植等によりトレーニングファームを整備し、27年から新規就農研修センターとして2年間の研修を開始。廃園予定地等を把握し、農業委員会と連携して新規就農者に斡旋。研修センターで研修修了まで園地の管理する場合も。 (効果) <u>研修受入れ108名(うちかんきつ栽培77名)、かんきつ経営の新規就農者80名、定着率9割(H25~R4)</u>	調書 P61 スライド 07・左
014	JA にしうわ:かんきつ	B (A)	(取組みの特徴) 収穫作業等の臨時雇用から多数の就農希望。集落農家で構成する担い手支援チームが就農希望者を受け入れ、チームメンバーの園地で2年間の研修とJA研修園(2ha)での週1回の集合研修を实	調書 P67 スライド 07・右

			<p>施。研修者受入れ時点で空き園地、倉庫等の見通しを確認。研修期間中に研修受入れ先チームメンバーが協力して就農時に幹旋(JAが空き園地を就農時まで管理・改植することも)</p> <p>(効果)</p> <p>研修生34名の受け入れ(うち臨時雇用からの研修23名)、24名が就農(R5.7)、6名が研修中。</p>	
015	JA おちいま ばり:かんき つ等	A (D)	<p>(取組みの特徴)</p> <p>JAが遊休園地を借受け新規就農の研修園を設置し、平成29年度から2年間の長期研修を実施。離農者の園地を研修園に加えて、研修終了後に園地の利用権を切り替えて独立就農を支援。行政の移住政策と連携し新規就農者に農家の空き家を紹介し必要な作業倉庫等も確保。</p> <p>(効果)</p> <p>研修生12名を受入れ(H29~R.5.3)、うち11名が就農(すべてかんきつ栽培)</p>	調書 P71 スライド 08・左
016	JAえひめ南: かんきつ	A	<p>(取組みの特徴)</p> <p>JAと町が連携して研修園を設置し、令和元年度から町内へのUターン就農希望者を対象に原則2年間の長期研修を実施。</p> <p>令和5年度にJAと市が連携して新たに研修園を設置し、令和6年度から外部からの参入希望者を含む新規就農研修(みかん学校)の開校を準備中。</p> <p>(効果)</p> <p>延べ8名が研修し5名がUターン就農(令和元年以降)</p>	調書 P76 スライド 08・右
017	秋田市河辺 三内地区:り んご等	C (B)	<p>(取組みの特徴)</p> <p>研修中の新規就農希望者から条件に見合う園地借受けの要望を受け、県農業公社が市新規就農センター等と連携して、園地所有者に貸付けを交渉し、園地継承をマッチング。農地バンクが果樹経営支援対策事業の実施主体として、マッチングした園地40aにりんごを新植し、新規就農者に園地を貸付け。就農に際して農業機械等を無償貸与。</p> <p>(効果)</p> <p>新規就農者に園地0.9haを継承。改植等により労働時間が慣行栽培に比べ約2割減少。</p>	調書 P80 スライド 09・左
018	福井 若狭町 田上地区:う め	C	<p>(取組みの特徴)</p> <p>地元加工業者とうめ農家が連携し栽培法人(農地所有適格法人)を設立。農地バンクを介して園地3.6haを当該法人が一括して借受け。</p> <p>当該法人が園地整備・改植を実施。園地借料について幼木期は抑えて成木期に見直すことや、地域</p>	調書 P85 スライド 09・右

			集積協力金をうめ園の維持管理費として活用するなど、改植時の初期負担を軽減。 (効果) 非担い手の園地所有を解消し、地域の園地集積率が7割超に向上。	
019	滋賀 近江八幡市若手園芸振興協議会:なし、ぶどう(干拓地入植)	C	(取組みの特徴) JAが事業実施主体となり干拓地9haになし、ぶどうの果樹棚を整備。令和3年に入植者を募集し、20～30歳代の新規参入者12名が苗木を新植(果樹棚はリース)。新規就農者7名には、普及員が果樹の栽培管理技術を指導。JAは未収益期間のブロッコリー等野菜栽培の指導・販売の支援。 (効果) 直売所での地元産果実販売を経営モデルとする新興の果樹産地を育成。	調書 P90 スライド 10・左
020	秋田 仙北地域種なし大粒ぶどう部会:ぶどう	C	(取組みの特徴) 平成26年にJAと県地域振興局が中心になって、水田から種なし大粒ぶどう栽培に転換する農家を募集。栽培マニュアルを示し、補助事業を積極的に活用して、令和4年に56経営体(うち7農業法人)で7.9haのブドウ産地を形成。地域振興局・果樹試験場・JAが連携して講習会、個別巡回、果実品質検討会等により点在する生産者を丁寧に指導。平成29年頃から果実の地元需要増により新規栽培・園地拡大。 (効果) 果樹生産者の親元就農や新規就農者が現れ、地元消費者の需要により販売金額・収益とも増加。	調書 P94 スライド 10・右
021	JA 愛媛たいき:ぶどう	A	(取組みの特徴) JA出資法人(H31設立)が生産中止農家からの園地を借りて研修園地を確保(ブドウ新植園15a) 。新規就農研修は2年間で、イチゴ、ブドウ、果菜類の組合せで実施。かんきつの研修希望は愛媛県の他産地の研修を紹介。 就農サポートチーム(JA、県普及部門等)が空き園地情報を提供。 (効果) 研修生3名中1名が就農(イチゴ)。1名が就農予定(イチゴ主体で、ブドウを検討中)。	調書 P98 スライド 11・左
022	JA筑前あさくら	D	(取組みの特徴) 平成29年の豪雨災害によりカキ園地が土砂崩れ等にあい、被災農家の早期経営安定のためJAがアスパラガス施設を建て被災カキ農家に栽培を委託。 同支援モデルをフルーツファーム事業としてスモモ栽培に横展開し、JAが果樹園を新たに開設。	調書 P101 スライド 11・右

			(効果) 令和2年～4年に被災農家9名が柿アスパラ経営導入。JAがスモモ園(38a)に令和5年2月に新植し、果樹農家に栽培を委託。	
023	山形県大江町就農研修生受入協議会	B	(取組みの特徴) 平成24年から新・農業人フェアに参加し新規就農希望者を募集。町内の果樹農家等を中心に就農研修生受入協議会を組織し、研修・就農を支援。研修1年目のスモモ新植による早期成園化、独立就農後の野菜栽培共同経営、町営戸建て住宅の手当、巡回指導等の就農定着を支援。 (効果) 令和5年4月で 19名の樹経営就農者(スモモ経営17名) 。首都圏からの移住就農者が14名。 独立就農者の園地借入れ面積33ha超え。	調書 P104 スライド 12・左
024	ひろさき農業総合支援協議会	B	(取組みの特徴) 令和2年に市が中心となり協議会を設置し新規就農研修を開始。 <u>県内の非農家出身者やUターン希望者中心に、トライアル研修を経て里親農家の下で実践研修を実施。</u> 令和4年に概ね5年以内に第3者への継承希望の園地の情報の登録・提供システムを稼働。 (効果) 令和5年度に研修者8名(果樹5名)に大幅増加。就農実績1名。 令和5年から研修制度と園地登録システムを連動して運用。	調書 P109 スライド 12・右
025	長崎県佐世保市宮長地区	C	(取組みの特徴) <u>区画整理7.7ha、畑かん施設23.1haの整備。</u> 耕作放棄地の区画整理では、整備後、一時利用地指定完了まで、 <u>賦課金を県農業振興公社が負担する制度を活用。</u> また、 <u>地域集積協力を賦課金に充てることで、組合員の金銭的負担を軽減。</u> <u>若手生産者に整備後園地への入植を募集し、みかん苗木を新植。</u> (効果) 農機利用による省力化、マルドリ栽培(導入予定)によるブランドみかん生産、 若手生産者の経営規模拡大により、園地面積も増加。	調書 P117 スライド 13・右
026	大分県佐伯市米水津地区	C	(取組みの特徴) 市・県等が連携して農地バンクに一括して利用権設定し、農地中間管理機構関連農地整備事業により園地整備。令和30年に香料製造企業がレモン栽培の現地法人を設立し、令和3年・4年にレモン苗木(大苗)を新植。 <u>JA整備の施設に新規就農者がハウスみかん経営を開始。</u>	調書 P123 スライド 13・左

			(効果) 令和5年夏にハウスみかんを結実・収穫。企業のレモン園も令和5年12月に初収穫。今後、JA出荷と香料原料利用を実施予定	
027	JA みなみ筑後柑橘部会	C	(取組みの特徴) 優良品種への改植と省力樹形の導入、園内道整備等により作業性等を大幅に改善。園地登録制による産地ブランドの市場評価を確立。平成28年から部会でトレーナー制度を開始し、Uターン就農者や新規参入者にみかん生産技術・経営等を指導 (効果) 作業性や収益性の改善により、 女性農業者の活躍、親元就農や若いUターン就農者等が増加 、収穫作業等に従事する被雇用者の安定確保。	調書 P129 スライド 14・左